平成２９年（フ）第５３９９号
大阪府寝屋川市美井町15番４号（307号）
債務者　中野　俊雄
1　決定年月日時　平成30年１月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５４６０号
大阪府守口市大日町１丁目３番38―1105号
債務者　山形　弘照
1　決定年月日時　平成30年１月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５６８８号
大阪府東大阪市日下町６丁目10番38号　若竹荘　１Ｆ17号
債務者　安西　信次
1　決定年月日時　平成30年１月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５７１２号
大阪市住吉区上住吉２丁目６番12号
債務者　西川恵美子こと　黄　恵美子
1　決定年月日時　平成30年１月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第５号
大阪市西成区北津守４丁目８番16号　ハイツレスト21　203号室
債務者　前田　英之
1　決定年月日時　平成30年１月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第６号
大阪市西成区北津守４丁目８番16号　ハイツレスト21　203号室
債務者　前田加奈子
1　決定年月日時　平成30年１月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第８３号
岡山県津山市野介代1560番地、前住所栃木県栃木市大平町西野田166番地２　レオパレスコンフォート大平111号
債務者　小西　史彦
1　決定年月日時　平成30年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月16日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２９年（フ）第９５号
岡山県久米郡美咲町大戸下218番地10
債務者　穐山　晋一
1　決定年月日時　平成30年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月16日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２９年（フ）第２０１３号
福岡県筑紫野市大字山家4544番地１
債務者　印　みゆき
1　決定年月日時　平成30年１月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第５号
北海道伊達市舟岡町142番地33ヴィラ風の杜102号室
債務者　伊藤かおり
1　決定年月日時　平成30年１月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成３０年（フ）第６号
北海道室蘭市祝津町２丁目11番７号カルムブリーズ
債務者　佐藤　　岬
1　決定年月日時　平成30年１月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成３０年（フ）第８号
北海道伊達市南黄金町39番地７
債務者　木原　純子
1　決定年月日時　平成30年１月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２９年（フ）第２７８号
岩手県滝沢市巣子1190番地23
債務者　笠川まなみ
1　決定年月日時　平成30年１月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第３２７号
盛岡市山岸５丁目11番13号　メゾンフルール202号
債務者　佐藤　友莉（申立時の氏藤原）
1　決定年月日時　平成30年１月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第４１９号
盛岡市山岸３丁目30番６号　シャルムＹ202号
債務者　葛巻　雄一
1　決定年月日時　平成30年１月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第１６０号
茨城県稲敷市月出里565番地242
債務者　冨田　真吾
1　決定年月日時　平成30年１月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成３０年（フ）第３号
茨城県牛久市南１丁目19番地２（六白２号ビル105）
債務者　石島　博美
1　決定年月日時　平成30年１月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係